

資料2-3 民間規格等の審議に係る要領 改正前後対比表

改正前	改正後	備考
<p>2. 本委員会の審議手順 (1) 技術評価書(案)の作成と配布 事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙1の技術評価書(案)の作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。</p>	<p>2. 本委員会の審議手順 (1) 技術評価書(案)の作成と配布 事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙1の技術評価書(案)を作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。 <u>また、事務局は、本委員会の審議毎に評価対象となる民間規格に関して、利害関係にある委員の有無について、民間規格等申請団体の規格作成委員会名簿への記載有無および委員による自己申告により確認した結果を技術評価書(案)の添付資料である委員名簿に記載する。</u></p>	<p>いずれの改正案も第1回プロセス評価委員会での松平委員のご意見への対応として、三宅委員長(当時)、宮崎委員長、木下幹事らと別途協議(@1月17日)のうえ、改正案の主旨にもとづき策定したものである。</p> <p>●2.(1)および3.(1)の改正 【松平委員のご意見】今後の個別案件のプロセス評価委員会での検討にあたって、おそらく可能性は低く、事務局から説明された方法で個別に確認されるであろうが、例えば、設備技術規格評価委員会でもプロセス評価委員会でも、そういった利害関係のある委員の有無についてチェックされたことを評価項目の1つとして挙げていただくことが良いのではないかと考える。</p>
<p>3. プロセス評価委員会の審議手順 (1) 全体評価書(案)の作成と配布 事務局は、本委員会の審議およびパブリックコメントへの対応が終了した後、プロセス評価委員会開催までに別紙2の全体評価書(案)を作成し、本委員会の議事録、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等と併せてプロセス評価委員に配布する。</p>	<p>3. プロセス評価委員会の審議手順 (1) 全体評価書(案)の作成と配布 事務局は、本委員会の審議およびパブリックコメントへの対応が終了した後、プロセス評価委員会開催までに別紙2の全体評価書(案)を作成し、本委員会の議事録、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等と併せてプロセス評価委員に配布する。 <u>また、事務局は、プロセス評価委員会の審議毎に評価対象となる民間規格に関して、利害関係にある委員の有無について、民間規格等申請団体の規格作成委員会名簿への記載有無および委員による自己申告により確認した結果を全体評価書(案)の添付資料である委員名簿に記載する。</u></p>	<p>【改正案の主旨】審議案件の民間規格等作成団体の委員を兼務していないことや、利益相反により委員としての倫理を遵守できない場合の自己申告の有無を確認して評価書に記録することは、規則に基づく委員会の審議における議決への参加条件を満足していることの証跡となるので、改正を行うものである。</p> <p>●2.(4)および3.(4)の改正 【松平委員のご意見】資料2-2の規則第16条を改めて見直したのですが、プロセス評価委員会はプロパーの委員16名と設備技術規格評価委員会を兼任する13名の計29名で構成されるということからすると、定足数のところではプロパー委員の人数について評価いただいて優先するという考え方を入れているが、全員出席した場合、決議は15名で通せるということになると考える。プロセス評価委員会の役割は、設備技術規格評価委員会のプロセスが行われたか否かの評価ということになると考える。仮定を一つ設定すると、設備技術規格評価委員会を兼任する委員の方13名が全員賛成されて、プロセス評価委員会のプロパー委員が3名賛成すると通ることになる。そういった場面は起き難いと思うが、そもそものプロセス評価委員会の在り方というところに関わると思うが、外部の目を持ってチェックをして、このプロセス前提の公正性を世の中から信頼いただけるようにという仕組みだとした時に、そういう過程で議決が通ってしまう仕組み自体が適正なのか、ということもあると感じる。要するに、プロセス評価委員会を通すためには、出席したプロパーの委員の過半数の賛成が必要であるという考え方を次の改定の際に、先ほど意見として述べさせていただいた特別な個人的な利害関係がある場合の議決権の行使が出来ないという考え方と共に入れていただきたい。これは、このプロセス全体が公正な仕組みになっているかという評価に係ってくるころだと思いますので、今後検討いただければと思います。</p>
<p>2. 本委員会の審議手順 (4) 本委員会での審議 本委員会では、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規)」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2.要件(3)評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。 審議は以下の項目に従い行う。 a.委員長は、本委員会を開催する。 b.本委員会は、審議資料および技術評価書(案)について審議する。 c.審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。 d.書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。 e.委員長は、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。</p>	<p>2. 本委員会の審議手順 (4) 本委員会での審議 本委員会では、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規)」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2.要件(3)評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。 審議は以下の項目に従い行う。 a.委員長は、本委員会を開催する。 b.本委員会は、審議資料および技術評価書(案)について審議する。 c.審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。 d.書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。 e.委員長は、<u>各委員が専門家として意見を表明していることを確認し</u>、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。</p>	<p>評価いただいて優先するという考え方を入れているが、全員出席した場合、決議は15名で通せるということになると考える。プロセス評価委員会の役割は、設備技術規格評価委員会のプロセスが行われたか否かの評価ということになると考える。仮定を一つ設定すると、設備技術規格評価委員会を兼任する委員の方13名が全員賛成されて、プロセス評価委員会のプロパー委員が3名賛成すると通ることになる。そういった場面は起き難いと思うが、そもそものプロセス評価委員会の在り方というところに関わると思うが、外部の目を持ってチェックをして、このプロセス前提の公正性を世の中から信頼いただけるようにという仕組みだとした時に、そういう過程で議決が通ってしまう仕組み自体が適正なのか、ということもあると感じる。要するに、プロセス評価委員会を通すためには、出席したプロパーの委員の過半数の賛成が必要であるという考え方を次の改定の際に、先ほど意見として述べさせていただいた特別な個人的な利害関係がある場合の議決権の行使が出来ないという考え方と共に入れていただきたい。これは、このプロセス全体が公正な仕組みになっているかという評価に係ってくるころだと思いますので、今後検討いただければと思います。</p> <p>(松平委員より意見の補足@2024年12月23日) 先日の会議で申し上げた点に関連しますが、プロセス評価委員会による手続き評価の対象となる設備技術規格評価委員会の規則において、プロセス評価委員会に関するルールが定められているという建付自体に懸念を感じております。別言しますと、プロセス評価委員会に関するルール(委員29名にかかわるルール)が、手続き評価対象である設備技術規格評価委員会の決議(委員13名の決議)によって制定、変更されてしまうことによって、設備技術規格評価委員会の手続きに対するプロセス評価委員会による評価の適切性が担保されにくくなる(以下、続く)</p>

資料 3 - 3 民間規格等の審議に係る要領 改正前後対比表

改正前	改正後	備考
<p>3. 本委員会の審議手順</p> <p>(4) プロセス評価委員会での審議</p> <p>プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。</p> <p>審議は以下の項目に従い行う。</p> <p>a. プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。</p> <p>b. プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書（案）について審議する。</p> <p>c. 審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。</p> <p>d. 書面審議はプロセス評価委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。</p> <p>e. プロセス評価委員長は、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。</p> <p>f. プロセス評価委員会の審議の結果は、メール等により本委員会の委員に通知する。</p>	<p>3. 本委員会の審議手順</p> <p>(4) プロセス評価委員会での審議</p> <p>プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。</p> <p>審議は以下の項目に従い行う。</p> <p>a. プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。</p> <p>b. プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書（案）について審議する。</p> <p>c. 審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。</p> <p>d. 書面審議はプロセス評価委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。</p> <p>e. プロセス評価委員長は、<u>各委員が専門家として意見を表明していることを確認し</u>、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。</p> <p>f. プロセス評価委員会の審議の結果は、メール等により本委員会の委員に通知する。</p>	<p>（という世の中の疑念を生じさせるおそれがある）との懸念です。プロセス評価委員会に関するルールは、設備技術規格評価委員会のルールとは別にし、かつ、プロセス評価委員会自身によって制定・変更される建付をご検討いただければと存じます。</p> <p>（事務局より提案@2024年12月24日）プロセス評価委員会での議決においては、設備技術規格評価委員会の委員を兼任しないプロセス評価委員会の委員の過半数の賛成を必要とする。また、規則・要領の制改定においては、設備技術規格評価委員会での承認とプロセス評価委員会での承認を必要する旨を規則 第 29 条などに定める。</p> <p>（松平委員より提案への回答@2024年12月24日）プロセス評価委員会に関する規則が、設備技術規格評価委員会の規則の中で定められるとの建付である限り、どのようなルール（例えばご提案いただいたような「プロセス評価委員会に関するルールの変更のためには、プロセス評価委員会の承認を要する旨のルール」）を定めたとしても、そのルールそのものが、設備技術規格評価委員会の決議で変更されてしまうおそれがある、との内在的な問題があるように思われます。仮に、設備技術規格評価委員会の決議により、同委員会規則の第29条に「プロセス評価委員会に関する定めは、設備技術規格評価委員会での承認とプロセス評価委員会での承認を必要する」旨を定めたとしても、当該第29条の廃止を、設備技術規格評価委員会の決議で決定することが可能であるという懸念です。</p> <p>（事務局より確認@2024年12月24日）どのような手段により、設備技術規格評価委員会にて独断的に規則の制改正を実施することが可能と考えられておられるのでしょうか。</p> <p>（松平委員より回答@12月25日）設備委員会の規則である以上、設備委員会の判断でプロセス委員会に配慮した内容を定めたとしても、当該配慮内容自体、設備委員会の判断で変えられると解釈するのが自然であると思われます。</p> <p>【改正の主旨】高圧ガス小委員会@2024年6月にて経産省より以下の①～④のとおり評価され、民間規格評価機関として認定されている経緯を踏まえれば、規則の改正は必要ないと考える。</p> <p>①設備技術規格評価委員会の委員長・副委員長は、プロセス評価委員会の委員長・副委員長を兼任しない。</p> <p>②プロセス評価委員会の議決に際しては、委員の構成人数等により、設備技術規格評価委員会からは独立した判断としうる仕組みとされている。</p> <p>③プロセス評価委員会は、消費者問題・法律・ジャーナリズム等の専門家が加わる上、パブコメ結果を踏まえた技術的な議論も行うことが可能。</p> <p>④両評価委員会の審議は、経済産業省職員の参加及び一般傍聴を受け入れて、議事要録も公開することとしている。</p> <p>一方、委員会の審議においては、十分なコンセンサスを得たうえで議決に至ることを前提としている旨をより明確にすることで、各委員会の独立性を担保する一助とするため、民間規格等の審議に係る要領の規定を改正するものである。</p> <p>【松平委員と事務局との協議@1月31日】</p> <p>これまでの背景を鑑みれば、直ちにプロセス評価委員会が独立した規則を制定し運営することが困難であることは理解する一方で、今後の委員会の運営状況によっては、改めて検討する必要があるとの意見を表明させていただくことがあると考える。</p>